

舞 鶴 総 第 106 号

平成 30 年 8 月 23 日

舞鶴市議会議長
上 野 修 身 様

舞鶴市長 多々見 良 三
(公 印 省 略)

議会の委任による専決処分について
(報告)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

記

専 決 処 分 書

専決第 4 号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて専決処分する。

平成 30 年 7 月 2 日

舞鶴市長 多々見 良 三

1 損害賠償の額

106,153 円

2 事件の概要

適切に閉められておらず強風により開いた庁舎の扉が、庁舎敷地に駐車中の相手方自動車に接触し、車両を損傷させた。

3 発生年月日

平成 30 年 4 月 6 日

4 発生場所

舞鶴市字浜地内

舞鶴市東消防署

専決第 5 号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて専決処分する。

平成 30 年 7 月 2 日

舞鶴市長 多々見 良 三

1 損害賠償の額

37,800 円

2 事件の概要

京都府から貸与を受け市が使用している自動車が相手方の立体駐車場の入口に接触し、駐車場の壁面を損傷させた。

3 発生年月日

平成 30 年 4 月 13 日

4 発生場所

舞鶴市桃山町地内

舞鶴共済病院駐車場